

参考資料

令和3年6月補正事業概要（新型コロナウイルス感染症関連）

保健福祉局

目	事業名	現在予算額	補正額	概要	備考
社会福祉総務費	生活困窮者自立支援金	0	1,583,498	○新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い、生活困窮世帯に対する新たな支援策として、社会福祉協議会の総合支援資金の再貸付を終了した世帯等で、一定の要件を満たす世帯を対象に「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を支給 ○コールセンター及び事務処理を行う事務集中センターを設置	【支給要件】 ○収入、資産、求職等 【支給額】 ○単身世帯：月額 6 万円 ○2 人世帯：月額 8 万円 ○3 人以上世帯：月額 10 万円 【支給期間】 ○7 月以降の申請月から 3 か月
		(0)	(1,583,498)		
		0	0		
		[財源内訳]	[財源内訳]		
		国 0	国 1,583,498		
		県 0	県 0		
	起 0	起 0			
	他 0	他 0			

「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」について

1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響による生活困窮世帯には、総合支援資金等の特例貸付の再貸付等の支援を行ってきたが、コロナの影響が長期化する中で、再貸付の終了等により、特例貸付を利用できない世帯に対して、就労による自立や、それが困難な場合は円滑に生活保護の受給に繋げるために、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給する。

2 実施主体 都道府県、市、福祉事務所を設置する町村

3 支給対象者 (1)～(5)すべてに該当する者

(1)【再貸付終了等要件】次のいずれかに該当する者

- ① 県社会福祉協議会の特例貸付における総合支援資金の再貸付を受けた者で、最終借入月が申請月までに到来すること。
- ② 申請日以前に、再貸付の申請が不決定となったこと。
- ③ 自立相談支援機関からの支援決定が受けられず、再貸付申請ができなかったこと。

(2)【生計維持要件】申請月において、その属する世帯の生計を主として維持している者

(3)【収入要件】申請月の世帯収入の合計が、次の合算額以下であること。

- ① 市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12の額（基準額）
- ② 生活保護の住宅扶助基準額

(4)【資産要件】申請日の世帯全員の金融資産の合計額が、上記(3)①の基準額の6倍以下であり、かつ100万円以下であること。

(5)【求職活動等要件】次のいずれかに該当する者であること。

- ① ハローワークで求職の申込みをし、期間の定めのない労働契約又は期間が6月以上の労働契約による就職（常用就職）を目指し、一定の要件の求職活動を行うこと。
※ 受給期間中も求職活動の報告を行わなければならない。
- ② 生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われていない状態にあること。

4 支給額等

- (1) 支給月額 単身世帯：6万円、 2人世帯：8万円、 3人以上世帯：10万円
- (2) 支給期間 最長3か月
- (3) 申請期限 令和3年8月31日 ※受付開始日は市長が別に定める日
- (4) 支給方法 口座振込